

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2024年1月号 (Vol.7)

弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 atsushi.okada@mhm-global.com	弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 daisuke.tsuta@mhm-global.com	弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 kaei.ro@mhm-global.com
弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 kohei.wachi@mhm-global.com	弁護士 佐藤 真澄 TEL. 03 5293 4915 masumi.sato@mhm-global.com	弁護士 柳良 拓 TEL. 03 6266 8771 hiromu.nagira@mhm-global.com

1. 個人情報保護委員会：「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」
2. 経済産業省：「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（案）」に関する意見募集等
3. AIに関する政策アップデート：文化庁「AIと著作権に関する考え方について（素案）」等
4. 総務省：「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ（案）」の公表
5. モビリティに関する政策アップデート：モビリティワーキンググループの開催、ライドシェアの解禁（2024年4月～）
6. 総務省：「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の開催

1. 個人情報保護委員会：「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」

個人情報保護委員会は、2023年11月15日開催の個人情報保護委員会の資料として、「[個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討](#)」を公表しました。個人情報保護法は、3年ごとに見直す旨の規定が置かれているため、その規定を踏まえた資料となります。

本資料では、検討の方向性として、①個人の権利利益のより実質的な保護の在り方、②実効性のある監視・監督の在り方、③データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方の3つが示されており、スケジュールとして、2023年11月下旬から関係団体等へのヒアリングを順次実施し、2024年春頃に「中間整理」を公表するとされています。その後のスケジュールは記載されていませんが、過去の例からすると、2024年中に制度改正大綱の公表、2025年に改正法案の提出が予想されます。

その後の個人情報保護委員会において、複数の団体に対するヒアリングが実施されており、ヒアリング対象である団体等が提出した資料が同委員会の資料として公開されています。

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2. 経済産業省：「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（案）」に関する意見募集等

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（透明化法）に基づき、①オンラインモール、②アプリストア、③デジタル広告の3分野において指定された特定デジタルプラットフォーム提供者について、各事業者から提出された報告書や相談窓口寄せられた情報、及び[モニタリング会合](#)の意見等を踏まえて透明性及び公正性についての評価案を作成し、2023年12月5日から2024年1月12日までの間、[「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（案）」に関する意見募集等](#)を実施しました。なお本評価案のうち、デジタル広告分野においてターゲティング広告のために取得・利用されるパーソナル・データの取扱いに関する評価内容は、総務省が[プラットフォームサービスに関する研究会](#)にて行ったモニタリングに基づき作成した評価を参考に、総務省との協議を行った上で作成されています。

本評価案では、評価し得る個別の取組を具体的に挙げつつも、2年目となったオンラインモール・アプリストア分野において昨年度の評価で改善が求められた点について改善が見られなかったり説明が不十分であった部分が存在したこと、初年度となったデジタル広告分野においては様々な課題が明らかになったことを指摘し、透明化法に基づき、特定デジタルプラットフォーム提供者による継続的な運営改善を求めています。

また、アプリストアについては、デジタル市場競争会議による[「モバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告」](#)を踏まえ、アプリストアの運営や決済システム等の独占を防ぐ新たな法規制が検討されていることにも言及されており、特に動向が注目されます。

3. AIに関する政策アップデート：文化庁「AIと著作権に関する考え方について（素案）」等

この数か月の間に、AIを巡る政策について注目する動きが多くみられました。特に重要なものとしては、①文化庁からパブリックコメントに付された[「AIと著作権に関する考え方について（素案）」](#)、②経産省及び総務省からパブリックコメントに付された[「AI事業者ガイドライン案」](#)、③G7から新たに公表された[「広島AIプロセス包括的政策枠組み」](#)が挙げられます。

まず、文化庁から公表された「AIと著作権に関する考え方について（素案）」は、AIと著作権をめぐる様々な論点について文化庁の現時点での議論状況を示すものです。2023年12月20日の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において当初案が公表され、その後、2024年1月23日に追加の議論を踏まえて修正がなされたバージョンがパブリックコメントのために公表されました。現時点では素案にとどまるもので、まだ議論内容が確定しているわけではなく、今後変更も想定されるものではありませんが、AIを

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

利用して生成された物による著作権侵害の判断の仕方や、侵害行為の責任主体が誰となるか、AIの学習・開発段階にこれまで多く根拠とされていた著作権法30条の4の権利制限規定の解釈等、様々な重要な論点について踏み込んだ記載が見られ、AIを利用する事業者においては、今後議論の状況を注視する必要があります。また、知的財産とAIをめぐる政策については、AI時代の知的財産権検討会においても議論が進んでいます。同検討会において、2023年12月、著作権やその他の知的財産について、AIの学習段階、生成段階、利用段階それぞれにおける検討課題等を含んだ[論点整理案](#)が示されており、今後2024年3月には、議論の方針を示した中間とりまとめ案が示されることが予定されています。

また、「AI事業者ガイドライン案」は、総務省、経済産業省が事務局として、既存のAIに関するガイドラインを統合、アップデートし、広範なAIに関係する全ての事業者向けのガイドライン案を作成し、公表したものです。AI事業者にとって対応すべき事項を、AI開発者、AI提供者、AI利用者のそれぞれのカテゴリーに分けて適用されるもの、全ての主体において適用されるものに整理して規定しています。例えば、当該ガイドラインで、AI開発者が個人情報や知的財産権を含む学習データを取り扱う場合、関連法を遵守し、そのような情報を適切に取り扱うことを義務付けています。このガイドライン案は2024年1月19日にパブリックコメントに付されており、2024年3月を目途に最終版が策定されることが予定されています。

さらに、AIに関する国際的なガバナンスの検討を行うためにG7が主導してきた「広島AIプロセス」の取り組みの一環として、2023年12月、G7デジタル・技術閣僚会合にて、広島AIプロセス包括的政策枠組みが公表されました。当該包括的政策枠組みには、既に公表されていた高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針・国際行動規範([本ニュースレター2023年11月号 \(Vol.6\)](#))においても取り上げています。)に加えて、新たに「[全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針](#)」が公表されています。当該指針には、高度なAIシステム開発者以外も含む、AI関係者が従うべき指針が示されています。

日本では、現在AIを巡る政策議論が急ピッチで進んでいます。上記でご紹介したドキュメントも含め、今後AIを巡る政策については最新の動向を注視して行く必要があります。

4. 総務省:「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ(案)」の公表

総務省は、2023年12月23日、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報の流通に対処するためのプラットフォーム事業者に対する規律等についての検討結果をまとめた「[プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ\(案\)](#)」(本とりまとめ)を公表しました。

本とりまとめは、違法・有害情報を含む投稿について、プラットフォーム事業者の利

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

用規約に基づく自主的な削除による対処が十分に機能していない状況を踏まえ、プラットフォーム事業者に一定の措置を求める方針を示しています。具体的には、被害者からの削除申請を日本語で受け付ける窓口を整備すること、申請の受け付けから1週間程度以内に投稿の削除の有無とその理由を通知することといった措置が挙げられています。また、プラットフォーム事業者による削除に関する透明性を確保するため、投稿の削除に関する判断基準や手続きを定めた削除指針の作成、公表をプラットフォーム事業者に求めることとされています。規律の対象となるプラットフォーム事業者は、「不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上のもの」であり、その規模はユーザー数や投稿数等の複数の指標から判断するとしています。

本とりまとめは、2022年12月に立ち上げられた「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」([本ニュースレター2023年1月号 \(Vol.1\)](#))にてお知らせしたとおりです。)における[検討結果](#)を受けたものです。本とりまとめについて意見募集がされており(2024年1月17日で締切済み)、今後、同意見募集の結果を踏まえて検討を進めたうえで、法改正が見込まれています。

5. モビリティに関する政策アップデート：モビリティワーキンググループの開催、ライドシェアの解禁(2024年4月～)

2023年12月5日、デジタル社会推進会議で立ち上げられた[モビリティワーキンググループ](#)が開催されました。同ワーキンググループでは、自動運転、ドローン、サービスロボットなど、地域のモビリティを支える技術の事業化を推進するにあたり、主要な課題・論点を、①需要の見える化・ビジネスモデル、②自動運転車両の導入費用の低減、③走行環境整備、④協調制御、⑤社会的ルールのありかた、の5つに集約した上、これらの課題・論点に関する検討体制及びスケジュール等を「モビリティ・ロードマップ2024(仮称)」として取りまとめることとされています。同日に公表された「[自動運転等新たなデジタル技術を活用したモビリティサービスの社会実装に向けた論点](#)」によれば、今後のスケジュールとして、2024年3月中下旬に「モビリティ・ロードマップ2024(仮称)」の骨子案を、春頃に全体版を取りまとめる予定とされています。なお、上記主要な課題・論点のうち⑤の「社会的ルールのありかた」については、別途立ち上げられた[AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ](#)において検討され、2024年5月を目処に検討結果が取りまとめられる予定です。

また、モビリティ関連では、2023年12月20日に公表された「[デジタル行財政改革中間とりまとめ](#)」において、2024年4月から一部の地域や時間帯に限定して第2種運転免許を持たない一般のドライバーが自家用車を用いて有償で人の運送を行う「ライドシェア」を解禁する方針が明らかにされました。なお、今般解禁されるライドシェアにおいては、タクシー事業者が運送主体として運行管理することを条件としており、アプリ事業者などのタクシー会社以外の事業者の参入を認めるか否かや、地域や時間帯の制限を撤廃するか否かについては、同年6月までに判断するとされています。

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

6. 総務省:「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の開催

総務省は、2023年11月7日、生成AIやメタバース等の新たな技術・サービスの出現により、デジタル空間が更に拡大・深化し、また、デジタル空間におけるステークホルダーが多様化しつつある中、新たな課題への対応の現状を分析し、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討することを目的として、「[デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会](#)」を立ち上げました。生成AI等による巧妙な偽・誤情報の生成や拡散に伴う社会的な影響が深刻化しており、メタバースにおけるデータの取得・利用に係る対応の重要性も増しています。これらの課題への対応も含め、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する総合的な検討が進展していくことが期待されます。同検討会は、2023年12月末時点で既に5回開催されており、2024年に入って論点整理にむけた議論が本格化していくことが予想されます。